

# 事業承継税制の要点

富山短期大学名誉教授 川中 清司

事業承継税制は、中小企業の後継者である相続人などが、その会社の株式を贈与や相続によって事業を引き継いだ場合にかかる贈与税や相続税を、納税猶予や免除することによって事業の承継を助ける制度だ。中小企業経営承継円滑化法（円滑化法）による支援や税制などが平成30年に大幅に改正された。

## 事業承継の課題と対策

### ■減り続ける中小企業

日本の中小企業は全体の99%、従業員数で70%を占める。日本をリードする大企業も多くの下請け中小企業によって支えられている。まさに経済、社会の土台であり、雇用の受け皿としても重要な役割を担っている。だがこの15年間で約1000万企業が減り今後も減少の一途を辿るとみられ、その原因は経営者の高齢化と後継者不足にある。

### ■経営者の高齢化と廃業増加

少子高齢化は企業の経営にも大きな課題をもたらす。今後の

5年間で30万人以上の経営者が70歳に達するとみられ、多くの中小企業が事業承継の時期を迎える。だがその約半数が後継者難のため廃業を予定している。このままでは日本経済の存続に危機的な影響を及ぼすこととなり、事業の承継は差し迫った重要課題となっている。

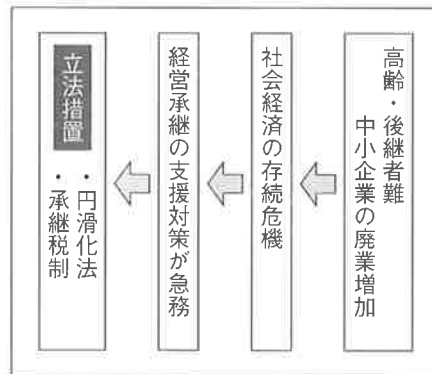
### ■円滑化法で承継を支援

- 事業承継には3つの課題がある。
- ① 資産を引き継ぐための保障が相続法などで制限されている。
  - ② 代表者が変わるときに会社の信用が揺らぐ。

日本の企業数 - H26年経済センサス -

	企業数	%	従業員数	%
大企業	1,1万	0.3	1,433万人	29.9
中小企業	380,9万	99.7	3,361万人	70.1
計	382,0万	100.0	4,794万人	100.0

- ③ 株式の引き継ぎなどにかかる相続・贈与税の負担が大きい。これらの対策として2008（平成20）年に円滑化法が施行された。



### ■資産引き継ぎの税制へ

円滑化法では資産を相続する民法の改正や、資金確保、納税猶予など次の制度を設けた。

- ① 生前贈与された株式の引き継ぎ分を相続・遺留分から除外して株式の分散を防ぐ。
- ② 生前贈与分の株式の評価を固定化し、後継者の運営努力で株式が値上がりした利益は、後継者が受け取れるようにした。
- ③ 事業引継資金の援助のために、信用保険の拡大など特別措置により、株式や事業資産などの買

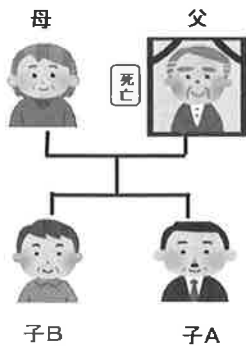
④ 課税の特例措置として、相続税、贈与税の納税期間を延ばす。

■遺留分の除外合意

円滑化法の特例で「遺留分の除外の合意」を認めた。例えば現経営者（父）が後継者（長男）に自社株を贈与して事業継承させた場合、遺留分を侵害された他の推定相続人が長男に対して遺留分返還を求めると、自社株が分散して事業承

父の遺産の相続分・遺留分

	相続分	遺留分割合
母	1/2	1/4
子 A	1/4	1/8
子 B	1/4	1/8



継ができなくなる。推定相続人全員が、後継者が贈与を受けた株式について遺留分の算定基礎財産から「除外の合意」をすれば、遺留分の主張ができなくなり相続に伴う自社株の分散を防止できる。

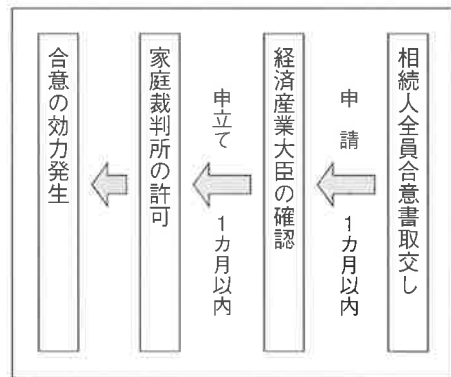
■遺留分と減殺請求

相続人には相続財産の一定額（＝相続分）を相続する権利がある。遺言や贈与でこれが侵された場合は、その相続分の一部（遺留分）を請求することができる。例えば父が死亡し、相続人が母と子2人の場合の遺留分は、母は相続分(1/2)の1/2(＝1/4)、子はそれぞれ1/4の1/2(＝1/8)の遺留分があり、これを請求（遺留分減殺の請求）することができる。今回の改正で「遺留分の除外の合意」を認めた。

■遺留分民法特例の利用手続き

事業承継で遺留分の民法特例の適用を利用するには、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可を受ける必要がある。次のような手続をとる。①相続人の間で合意しその証明となる合意書を取り交わす。②合意から1カ月以内に経済産業大臣へ申請する。③経産大臣

の確認後の1カ月以内に家庭裁判所へ申し立てる。④家裁の許可がおりれば効力が発生する。



贈与税・相続税の猶予で事業承継援助

2009（平成21）年に事業承

継税制が創設された。その内容は中小企業の後継者が会社の株式を贈与や相続で取得した場合に、多額の贈与税や相続税が課税されて事業承継が困難であるため、その対策として一定の条件と手続きを定めて、贈与税や相続税の納税を猶予することで、事業承継をしやすくしようというものだ。

事業承継税制



■平成30年度で画期的改革

この税制は創設後数回の手直しが行われたが、特に平成30年度税制改正では、中小企業の事業承継に関して10年間の期間を限定して、これまで例を見ない大幅な条件緩和を行った。対象株式数の上限を撤廃して猶予割合を100%に拡大し、従業員の雇用維持の要件を実質撤廃するなど次のような内容となった。

① 贈与、相続税 100% 猶予

事業承継に関する相続税、贈与税の負担は、要件を満たした場合に、今後10年間（平成39年12月31日まで）に限り100% 猶予される。

② 対象株式数の拡大

承継の対象となる株式数は、従

M & Aの際に発生する税負担の軽減措置

	平成30年改正（特例措置）	改正前（一般措置）
事前の計画策定	5年以内の特例計画を提出 平成30年4月1日から 平成35年12月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 平成39年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式の3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与100% 相続80%
承継パターン	複数株主最大3人の後継者	複数株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	5年間平均8割の雇用維持

中小企業庁税務パンフレット・要約

中小企業

業種	資本金・出資金	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
製造業など	3億円以下	300人以下

- 前期の売上が発生している。
- 黄金株（会社の合併などの議案を否決できる特な株券）を発行する。
- 常時使用従業員が1人以上である。
- 会社が中小企業である。
- 上場会社、資産保有型会社、風俗営業会社、ペーパーカンパニーなどでない。

① 会社要件

この制度を利用するには会社の規模、経営者、後継者など次の要件を満たす必要がある。

事業承継税制を受ける条件

- 贈与後に承継者の議決権割合が贈与者の議決権を上回っている。
- 贈与後に承継者の議決権割合が10%以上の議決権を有し、さらに後継者でない同族株主よりも多くの議決権を有している。
- 後継者が2人又は3人の場合は、各後継者が10%以上の議決権を有し、さらに後継者でない同族株主よりも多くの議決権を有している。

② 先代経営者の要件

- 過去において代表者であった。
- 贈与時において代表権を有していない。

③ 後継者の要件

- 会社の代表者である。
- 20歳以上で役員経験が3年以上経過している。
- 後継者と後継者の特別関係者が50%超えの議決権を有している。
- 後継者が1人の場合は、後継者と特別の関係がある者の中で、最も多くの議決権数を保有する。

④ 事業承継の要件

- 贈与税の申告期限から5年間

③ 雇用維持要件の実質撤廃  
改正前は5年間、平均8割以上の従業員の雇用維持が必要だったが、改正後は認定経営革新支援機関（↓中小企業の相談にあたる商工会議所、金融機関、税理士などで国が認定している）のサポートがあれば未達成の場合でも猶予継続が可能と

④ 複数後継者の承継も対象  
これまで承継の対象は1人の経営者から1人の後継者だったが、親族以外を含む複数の株主から、複数の後継者（3人まで）への承継もできるようになった。

⑤ 環境変化に対応し減免  
事業承継税制を利用した場合に、後継者が自主廃業や事業の売却を行うときは、経営環境の

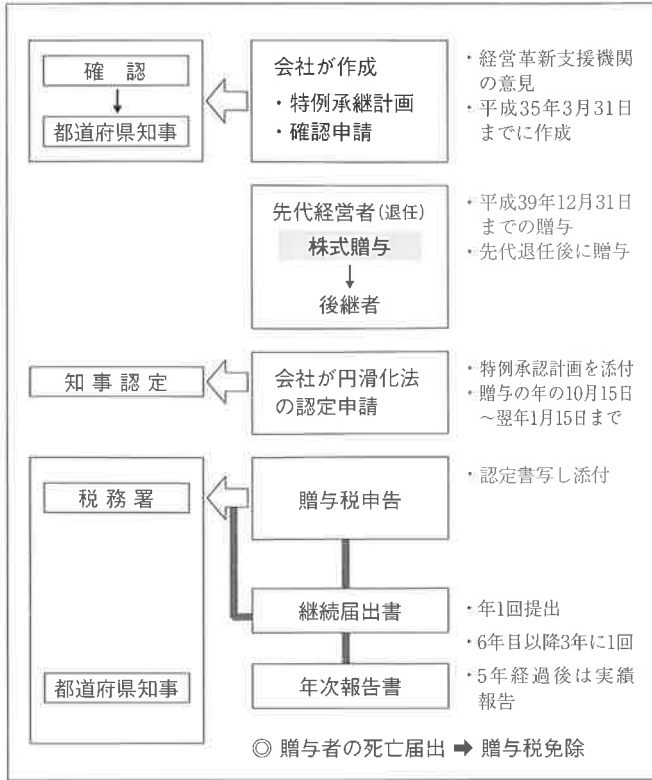
⑥ 親族外の承継税負担の軽減  
さらに親族外承継を支援するため、M & A（企業合併、買収）の際に発生する税負担（登録免許税、不動産取得税）の軽減措置が創設された。

変化で株価が下落しても、承継時の株価で税額計算がされていた。今回の改正で売却時、廃業時の評価額をもとに納税額が計算され差額が減免されるようになった。

⑦ 親族以外の承継税負担の軽減  
さらに親族外承継を支援するため、M & A（企業合併、買収）の際に発生する税負担（登録免許税、不動産取得税）の軽減措置が創設された。

していない。

事業承継税制手続き（贈与税の猶予）



納税猶予手続き要件

は、以下の要件を満たしていること。

- 非上場株式を譲渡等しない。
- 後継者が代表権を有している。
- 基準日の雇用の平均が相続時の8割を下回らないこと。(下回った場合は、認定経営支援機関の意見を記載した書類を知事に提出する)
- 先代経営者が代表権を有することとならないこと。

■特例承継計画の知事確認

事業承継税制の適用を受け、贈与税、相続税の納税猶予などを受けるためには、会社が「特例承継計画」を策定し、認定経営革新支援機関の指導助言を付けて、都道府県に「特例承継計画の確認申請書」を提出して知事の「確認」を受ける。

■確認申請書の内容

特例承継計画の確認申請書の記載内容は次のとおり。

- ① 会社・主たる事業内容、資本金額、常時使用する従業員数
- ② 先代経営者（特例代表者）の氏名等、代表権の有無
- ③ 特例後継者の氏名（最大3人まで）
- ④ 先代経営者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営計画。
- ⑤ 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画※。

※承継後の5年間の経営計画

特例後継者が事業承継後の5年間の具体的な経営の取組内容など。

- ・事業計画は後継者が先代経営者と認定経営革新支援機関と相談し、事業の維持・発展の内容を自由に記載する。
- ・添付書類は、○登記事項証明書

○上記の支援機関の指導・助言を受けた日の「従業員数証明書」  
○会社が中小企業者に該当する確認に必要な参考書類など。

贈与・相続税の納税猶予

贈与税や相続税の特例納税猶予の適用を受けるための手続きについて、再度その流れを追ってみると次のようになる。

1. 贈与税の猶予手続き

- ① 特例承継計画の策定・知事の確認
  - ② 株式の贈与
  - ③ 知事の円滑化法の認定
- ・会社は「特例承継計画」を策定。認定経営革新支援機関の所見を記載。
  - ・都道府県に提出し知事の確認を受ける。
  - ・期間は平成35年3月31日まで。
  - ・平成35年3月31日までの贈与は、贈与後に承継計画を提出することも可能。
  - ・先代経営者等から、後継者が株式の全部又は一定数以上の株式の贈与を受ける。
  - ・贈与税の申告期限までの間に、

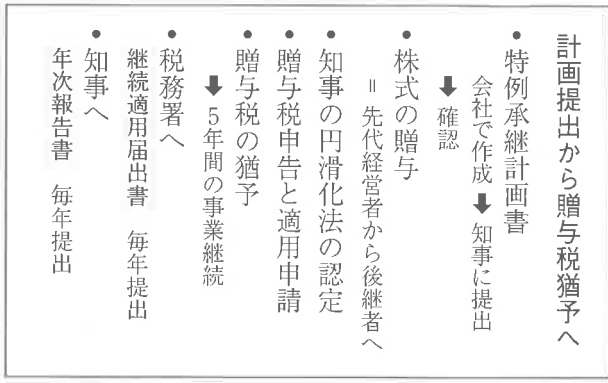
会社、後継者（受贈者）、先代経営者等（贈与者）などが、要件を満たしていることについて、知事の「円滑化法の認定」を受ける。

④ 贈与税の申告と適用申請

贈与税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載して贈与税の申告書と一定の書類を税務署に提出する。

● 贈与される贈与税と利子税に見合う担保を提供する。

⑤ 贈与税の納税猶予手続き



⑥ 株式の継続保有

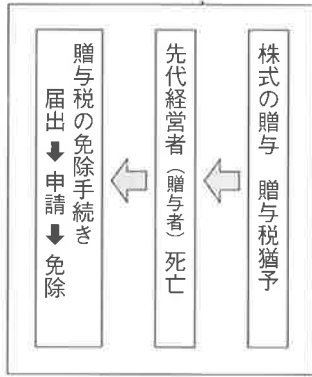
● 申告後も引き続き株式を保有すれば、納税の猶予は継続される。ただし株式を譲渡した場合には、猶予されていた贈与税、利子税を納付する必要がある。

⑦ 継続届出書の提出

● 制度の適用を受けるためには「継続届出書」と一定の書類を税務署へ提出する。

⑧ 先代経営者（贈与者）の死亡等と免除届出

● 先代経営者等（贈与者）が死亡した場合には、免除届出書・免除申請書を提出して、猶予されていた贈与税の納付が免除される。



2. 相続税の猶予手続き

① 特例承継計画の策定・知事の確認

● 会社は「特例承継計画」を策定。認定経営革新支援機関の所見を

記載。

● 都道府県に提出し知事の確認を受ける。

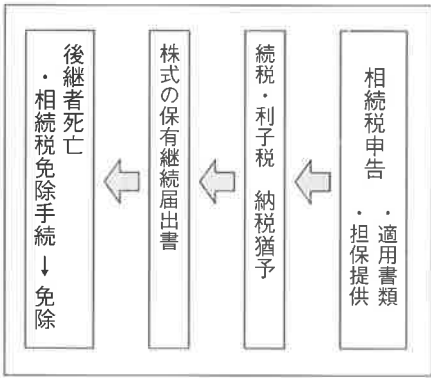
● 期間は平成35年3月31日まで。  
● 平成35年3月31日までの相続は、相続後に承継計画の提出も可能。

② 相続開始と知事の認定

● 相続開始後に会社、後継者（相続人等）、先代経営者（被相続人）の要件を満たしていることについて知事の「円滑化法の認定」を受ける。

③ 相続税の申告

● 相続税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書と一定の書類を税務署に提出する。相続税額、利子税の額の担保を提供する。



④ 株式の継続保有

● 申告後も引き続き株式を保有すれば、納税の猶予は継続される。ただし株式を譲渡した場合には、猶予されていた相続税、利子税を納付する必要がある。

⑤ 継続届出書の提出

● 制度の適用を受けるためには「継続届出書」と一定の書類を税務署へ提出する。

⑥ 後継者の死亡等と免除届出

● 後継者が死亡した場合には、免除届出書・免除申請書を提出して、猶予されていた相続税の納付が免除される。

